

## 高松家庭裁判所委員会（第6回）議事概要

### 1 日時

平成18年10月12日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

高松家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

石垣博子，中川弘之，中野等，平尾満知子，松本タミ，平井範明，中村好春，佐藤武彦，大藪和男

#### (2) 事務担当者

坂本事務局長，河田首席書記官，太田首席家庭裁判所調査官，藤本総務課長，橋本総務課課長補佐

### 4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

#### (1) 高松家庭裁判所長あいさつ

#### (2) 委員紹介

新任の中村好春委員と大藪和男委員を藤本総務課長が紹介した。

#### (3) 概況説明

前回の委員会において提案された意見の検討結果及びその実行状況について、坂本事務局長が次のとおり説明した。

#### 【説明の概要】

前回の委員会では、「児童虐待に対する家庭裁判所の取組について」のテーマで意見交換が行われましたが、その際に児童福祉法28条（どうしても親子の分離が必要な場合、家裁に承認してもらうための申立手続）に関連して、児童相談所と裁判所の協働を考えたらどうか、といった意見がありました。その意見を受けて、児童相談所との連携協働を検討したところ、少年鑑別所においても児童相談所（子ども女性相談センター）ら少年事件関係の機関が集まって忌憚のない意見交換を行う研究会を設けてはどうかとの動きが見られたことから、裁判所としても研究会の企画から実施に至るまで積極的に関与して参りました。その結果、9つの関係機関が集まって「九官庁会」という名称の研究会を立ち上げ、2か月に1回の頻度で開催することとし、既に2回開催しております。この研究会を通して、児童相談所を含む関係機関の実情を教えていただくとともにメンバーの交流により意思疎通を重ね、事件処理等に当たってこれまで以上に連携協働が促進されるものと期待しています。

#### (4) 本日のテーマ「成年後見制度についての家庭裁判所の取組みについて」に関する協議

ア 成年後見制度についての現状について、太田首席家庭裁判所調査官が次のとおり説明した。

#### 【説明の概要】

#### (ア) 高齢化の現状

香川県の高齢化人口比率（65歳以上の人口比率）は、平成18年3月末現在で23.1%とかなり高いと言えます。市町村別では、小豆島町が一番高く32.8%、宇多津町が一番低く16%です。高松市は20%ですから、5人に一人の割合です。そして、認知症などで要介護の認定を受けた人は、香川県内に約4万人います。

(イ) 申立件数等

成年後見関係事件の申立件数は、平成17年度は5年前の平成13年度と比較して、全国で193%と2倍近く増加しており、後見監督は、平成13年度7096件から平成17年度3万2000件と、約4.5倍に増加しています。香川県では、成年後見開始の申立は78件から172件と、約2倍に増加しており、保佐も補助も約2倍に増えています。さらに後見監督処分も、80件から482件と、約6倍になっており、全国よりかなり高い増加率になっています。家事審判事件全体の件数は、5年間で約1.2倍の増加なので、後見関係事件がいかに増加しているかが分かります。

なお、任意後見契約の登記件数累計は平成12年度の法制度ができてから平成18年3月までに1万4938件であり、あまり増加していません。

(ウ) 終局区分（事件終了の内容による区分）

終局区分は、ほぼ90%近くが、認容という結果になっています。

(エ) 審理期間

申立てから終局までの期間は、全国では1か月以内が全体の約12%、2か月以内が全体の約35%、3か月以内が全体の57%、4か月以内が全体の約72%となっています。高松家裁の場合は、2か月以内が32%、3か月以内が57%、4か月以内で72%です。

裁判所では当事者の負担軽減や、審理効率化の要請から、実務の積み重ねによって鑑定を簡略化したり、公的な認定資料を使って審理するようになってきており、例えば、本人の財産が年金の振込先である郵政公社の貯金のみで、施設の入居のための費用が自動引き落としされており、後見人候補者についても争いがなく、関係者がお任せしたいというケースでは、1か月もかかりません。他方、鑑定を実施したり、紛争性がある親族の意向を聴取するというような事情があると、それに応じて審理期間が伸びています。

(オ) 申立人と本人との関係

申立人と本人との関係については、本人の子、兄弟姉妹、親、配偶者など親族がほぼ9割強となっています。

市町村長の申立件数は、平成17年4月から平成18年3月の間に全国で666件、全体の約3.3%となっています。香川県内では平成17年4月から平成18年3月までで3件の申し立てがありますが、高松市からは1件もありません。

(カ) 申立ての動機

申立ての動機は、当初、介護保険制度と同時に導入され、介護保険契約

と成年後見契約が車の両輪となり、介護保険契約を締結するために後見人が必要だと考えられていましたが、全国では3.6%しか利用されていません。高松では1%くらいで、利用目的のほとんどが本人の財産管理となっています。また、障害者自立支援法が改正され、施設入所が行政の措置から契約によって行われることになり、契約締結能力の無い方との入所契約が無効となるため、改正法の施行日である平成18年10月1日以降、施設入所者が集団で申立てを行うケースが全国的に増えており、当庁丸亀支部でも100件以上の集団申立てがありました。

(キ) 鑑定費用

鑑定費用については、全国的には5万円から10万円が最も多く、高松家裁でも同様ですが、鑑定費用が高額すぎるという利用者の声を受けて、高松家裁では、鑑定書式を見直して内容を簡略化し、費用を抑える方向で検討をしています。

(ク) 成年後見人等と本人との関係

成年後見人等と本人との関係については、全体の約79%が親、子、兄弟姉妹、配偶者などの親族が成年後見人等に選任されています。次いで約16%が弁護士とか司法書士となっています。高松家裁の場合、全国の統計数字より、親族が後見人等となる割合が多く、87%、約9割近くとなっています。紛争性のある事件や親族に適任者がいない事件では、弁護士、司法書士等の第三者を後見人等に選任しますが、手続が安定する一面、一定の報酬がかかることとなります。親族を後見人等に選任した場合、その監督が必要になり、高松家裁では平成17年4月から「後見支援センター」が立ち上げられており、また、紛争性の高い事件では、弁護士や司法書士を後見監督人に選任しています。

【概要説明に対する質疑応答】

- 補助の実態はどのようになっているのか。
- 準禁治産より利用しやすいものとして導入された制度だが、全国の申立件数で見ると、平成12年に621件だったものが平成17年に945件と利用は少ない。高松家裁では年間申立件数では補助が10件くらい、保佐が30件くらいで、ほとんどが後見申立てとなっている。
- 補助や保佐で申し立てるべきか、後見にすべきか迷った場合はどうすればよいのか。
- 調査をして必要があれば申立ての変更をしてもらうので、どれかで申立てをしてもらえばよい。
- 後見人に支払う報酬に不安を感じている当事者も多いが、報酬額ほどの程度なのか。
- 後見の内容により異なるので、一概には言えない。紛争性があり弁護士とか司法書士とかが後見人になっている場合は月数万円ということもあるし、紛争性が無く親族が後見人になっている場合などでは、報酬を請求しないこともある。

イ 成年後見制度の広報活動について、河田首席書記官が次のとおり説明した。

**【説明の概要】**

(ア) パンフレット等

家庭裁判所が作成して備え付けている成年後見制度に係るパンフレットなどは、次の4種類です。

まず、「成年後見制度を利用される方のために」というリーフレットは、最高裁判所が作成したもので、相談で来庁された方全員に交付しています。

次に、「成年後見等開始申立ての手引」及び「成年後見人・保佐人・補助人の仕事と責任」の2つのパンフレットは、当庁が作成したもので、申立てをされる方に対し、申立書セットに同封して交付しています。

最後に、「成年後見人Q&A」というパンフレットは、当庁で作成したもので、成年後見人になられた方に配布しています。

なお、「成年後見制度を利用される方のために」というパンフレットは、来庁者の他、弁護士会、司法書士会、県の精神保健福祉センター、社会福祉協議会、市町村役場や県下の比較的大きな精神病院など約40の機関や施設にも配布しています。

(イ) 後見制度説明用DVD及び申立書セット等

パンフレット以外では、後見制度説明用DVDと申立書セットを平成18年3月に作成し、4月以降、成年後見制度に関する家事相談及び申立件数の増加に効率的に対応しております。

申立てのために来庁した方には先ず申立書セットを渡し、説明用DVDを視聴してもらっています。このDVDは3章構成になっており、上映に約27分を要します。来庁者にDVDを視聴してもらった上で、分かりにくい点があれば家事相談担当者が説明を加えております。

なお、DVDと申立書セットは県の健康福祉部健康福祉総務課、長寿対策課、各市の地域包括支援センター、弁護士会、社会福祉協議会、司法書士会、社会福祉士会、四国税理士会香川県支部等にも配布しています。

また、成年後見人は、選任された直後に、「事務報告書」を作成してもらいますが、この報告書の書式とともに、先の「成年後見人Q&A」を送付しています。この中には、よく質問を受ける事項が問い・答えとしてまとめられており、事務報告書を作成する際には、必ず見るように成年後見人をお願いしています。

更に、本人・成年後見人の登録関係については、法務省作成のパンフレットに詳しく記載されており、希望者に配布しています。

(ウ) 金融機関に対する広報活動

当庁では成年後見制度を正しく理解してもらい、制度趣旨に沿った利用を促すため、香川県下の主な金融機関本店にもDVDなどを1セットずつ提供しています。それと併せて、金融機関の窓口担当者が集まる機会に当庁職員を派遣し、成年後見制度に関する講演を順次実施しています。現在までに香川銀行、高松信用金庫、JA香川へ派遣したほか、百十四銀行へ

の派遣も予定しています。それ以外の金融機関についても希望があれば順次講師の派遣を考えています。

(エ) 自治体に対する広報活動

昨年の法改正で、市町村は、地域住民に対する成年後見制度に関する相談窓口を設置することが法的に義務づけられ、各市町村では「地域包括支援センター」という窓口が開設されています。当庁からは、県庁で7月末に開催された事務担当者が集う会合に職員を派遣しました。その機会に説明用DVDと申立書セットを配布しました。

(オ) 病院等に対する広報活動

先日、百数十名の集団申立てがあった善通寺市の病院へDVDと申立書セットを配布しました。今後も、集団申立てを考えている病院・施設への情報提供は、随時行っていく予定です。

ウ 高松家庭裁判所における来庁者視聴用DVD上映（3章構成のうち、制度説明に関する第1章約15分のみ）

エ 意見交換

(ア) テーマ

■ 今日のテーマである成年後見制度は平成12年から始まったが、以下の3点について伺いたい。

- ① 香川県下において、成年後見制度は十分利用されているといえるか。十分利用されていないのであれば、どんな理由、対策が考えられるのか
- ② 成年後見人制度の審理期間や費用は適正といえるか
- ③ 後見人が適正に職務を行うための監督の在り方

(イ) 制度の利用について

■ まず第1の点について御意見を伺いたい。

- 今回のテーマが決まった後、社内で記者連中に聞いたがあまり理解されていなかった。自分自身も、司法書士の後見人が報酬や費用を高額請求したとの新聞記事で初めて関心を持った。制度の概要説明では平成12年以降件数が急増しているとのことだが、高齢化社会が進む中で考えると、そんなに多いという気はせず、一般にはあまり認識されていないのではないか。市町の申立件数も非常に少なく、自治体関係者にも周知されていないのではないかと感じる。成年後見制度を利用してもらうためには、裁判員制度の広報活動のように、もう少しきめ細かな、全国的な広報が必要なのではないか。
- 自分には高齢の両親がいるが、財産を管理する制度があるようなので頼むと言われたことがあり、制度の存在は知っていた。両親が知っていたことからすると、その気になれば情報を入手できる状態になっているのではないか。成年後見制度が始まって5年なので、徐々に浸透しているのではないかと感じている。
- 何となく知っているという人は結構いるように思う。ただ、必要かど

うかの判断が難しかったり、費用面での不安があったり、切羽詰まらないと制度を利用しないというのではないか。制度の広報という点では、成年後見が必要な人と接触することの多い場所へ説明に行けば、説明を受けた側も制度を身近に感じて、家裁に行くよう勧めてくれるのではないか。もっとも、裁判所を利用することなく円満な家庭で後見制度などの世話にならずに寿命を全うできれば、それはそれですばらしいことだと思う。

- 任意後見制度については香川県で年に1件くらいしかない。以前、認知症の母の世話をしている娘さんの記事が載っていたが、親孝行はしたいけれど、自分が面倒を見るのであれば他の兄弟と同じではいやだということで、任意後見制度を利用して公正証書を作り、うまくいっているという内容だった。香川県で任意後見制度がほとんど利用されていない理由に何か思い当たることはないか。
- 任意後見制度は知ってはいる。自分には高齢の父がいて年金等で十分暮らしており、いざというときのことを考えると制度利用がよいとは思いますが、なかなか踏ん切りがつかない。また、認知症で訪問販売の物とかを全部買ってしまうのを防ぐために、親族が通帳を持ち帰ってしまうと、本人は通帳を盗られたと思い、認知症が進んでしまうこともある。マスコミなどで任意後見制度が取り上げられれば制度は周知されると思うが、制度を知っていてもなかなか利用できない。
- 任意後見制度は知らなかった。本人に微妙に判断能力が残っていたりしている例があり、本人に資産があって親族以外のものが入り込むと、成年後見にかかる費用を無駄なものだと親族は考えるし、遺言書では後の介護の問題を解決できない。任意後見制度は骨肉の争いを事前に阻止し、1回で終わるという意味でも、公証人を巻き込んで宣伝すればいいのではないか。また、任意後見制度がマイナスイメージでは無いことをもっと宣伝すべきではないか。
- 成年後見制度では、自分自身が使う場合と、自分が面倒を見る側として使う場合とがあり、それぞれ必要な情報は違うだろうから、広報の焦点をどこに置くのかが問題になる。また、敷居を低くして申し立てやすい土壌を作る必要もあるだろう。そう言う意味では、自分自身のためになるという広報ができていないのではないか。
- 任意後見に関しては公証人が関与しているが、公正証書遺言の有効性が争われることもあり、入り口で意思表示ができていのかどうかしっかり確認する必要があると思う。
- 本人向けのPRとしては、どのようなものが考えられるか。
- 任意後見制度は今すぐというより、啓発を受けた人が10年後とかに、そろそろ裁判所に行こうかなと言える環境づくりができればよい。そうしておけば、家庭の中で私のものとあなたのものとの境界がどこにあるのか分かるようになり、家裁に駆け込むことができるだろう。

- 任意後見制度の理屈が自己決定というのは分かるが、日本人でそこまでやる人がどれだけいるだろうか。任意後見制度の必要性を現実的に考える層は、都会の大金持ちに限られるだろう。一般の人はそこまで考えず、信託会社を利用するのではないか。
  - 人権擁護委員，民生委員，男女共同参画センターのサークルなどは、いろんな問題を持ち込まれている中で頑張っていると思う。センターなどには町の自治会も絡んでいるので，そこら辺りに任意後見制度の広報をすれば良いのではないか。彼らの方が制度を利用すべき人々に日常的に接しているのだから。
  - 本人向けの広報としては，利用者の行動パターンを予測して先手を打って広報活動を行う必要があると思う。例えば日常的に通院する病院とか，目に触れるところにパンフレットを備え置くとか，テレビドラマで取り上げてもらうとか。
  - 広報では介護保険制度を見習って，生活圏の中の近く，例えばケアマネージャーとかを利用すれば，今までよりは周知が身近になっていくと思う。
  - まとめられたQ&AとかDVDでなく，紛争絡みの内容のものや柔らかいものを取り上げて，漫画チックでも良いから共感が得られるパンフレットを作ればよいと思う。
- (ウ) 審理期間や費用について
- 次に第2の点，成年後見人制度の審理期間や費用は適正といえるかという点について御意見を伺いたい。
  - 審理が遅いと思うかかどうかは場合によるだろうが，預金を下ろさなければならぬというときには，3，4か月は長いだろう。
  - 鑑定については，かかりつけの医師の診断書だけでは駄目か。
  - 本人に権利制限が及ぶので，主治医の診断書で鑑定に代える制度にはなっていない。原則は鑑定することになるが，主治医の診断は重く見る。また，重度の植物状態とか例外的な場合は，鑑定省略も考える。もちろん主治医の鑑定でもよい。鑑定書については，簡易な鑑定書ひな型を作り，費用の低額化について医師会とも話をしている。
  - 鑑定費用については，現在窓口では7万円くらいと説明している。
  - 財産が多ければ4，5万でも妥当な額だが，本人の財産の額は関係ないのか。
  - 本人の財産額には関係がない。
  - 鑑定費用は若干高いし，減額が必要だと思う。毎月かかる経費についても十分な周知がされていない。
  - 後見人に支払う報酬について裁判所に基準があるなら，公表しても良いのではないか。
  - 報酬については，全国的に議論あるところで，手続の透明性や予測可能性という観点からすると，公表も一つの考え方だろう。しかし，職務

の内容は千差万別だし、弁護士等を後見人に選ぶのは、紛争性が高いものなので、それなりの報酬を払わないと引き受けてもらえないところもある。今後議論が必要だが、開示については今のところ消極である。

- 本人の財産から死後清算することができれば、費用面で不安を感じることなく申立てができるのではないか。
- 後見に何年かかるのか分からず、その間、後見人に費用を負担してもらわねばならないので、死後清算ということはできない。1年単位で本人の財産から報酬を支払うことにしている。

(エ) 監督の在り方について

- 最後に第3の点、後見人が適正に職務を行うための監督の在り方という点について御意見を伺いたい。
- 問題となるケースを見つけたときには、どう対処するのか。
- 先ず後見人を呼んで事実関係を糾し、不正があれば刑事告発する。また不正を行った後見人は解任し、新たな後見人を選任する。さらに、使い込んだお金については、返還請求をすることになる。
- 不正行為は年間何件くらいあるのか、また発覚の端緒は何か。
- それほど多い件数ではないが、発覚の端緒は、対立親族の届出、裁判所に対する年次報告の突き合せ、報告書の不提出、親族間紛争調停、民事訴訟などである。
- 行政では、件数が多くなると大量処理をするため電算化をして、金額の乖離があればエラー表示を出すと効率化について色々考えるが、裁判所ではどうか。
- そこまでできていないが、今後の検討課題である。
- 後見監督事件が急増しているが、親族間で対立が生じている事件や、不正使用が疑われる事件等については丁寧で厳格な監督を実施し、反対に、適正で信頼できる後見が行われている事件、推定相続人が1人で、紛争性のない事件等については、思い切った監督の合理化を図って行きたい。
- 不正行為を防止する為には、財産管理を信託銀行にさせればよいのではないか。
- 外国では既に実施しているところもあると聞いており、将来の検討課題であろう。

(オ) 最後に

- 時間の都合もあり、本日のテーマについてはこの程度にさせていただいてよろしいか。
- [各委員異議なし]
- 以上で、本日の意見交換を終了する。長時間どうも御苦勞様でした。

(5) 次回テーマ

次回委員会における意見交換テーマは、「少年非行に対する家庭裁判所の取組」とした。



(6) 次回期日

平成19年6月21日（木）午後1時30分から開催することとした。